

農地転用許可を受けられた皆様へ

農地転用行為を行う際には、以下のことについてご留意ください。

1. 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工・完了の時期、被害防除措置等）に従って事業を実施して下さい。
このほか、一時転用許可を受けられた皆様は、転用許可期限内に農地の復元を終えて下さい。
2. 事業計画の実施にあたっては、道路及び周辺施設などの管理者との協議が必要な場合がありますので、関係機関などに確認を行い、協議を行って下さい。
3. 事業計画実施にあたっては、周辺地域に対して十分に配慮をして下さい。
4. 事業計画に従った転用目的の達成が困難となった場合には、事前に農業委員会にその理由、変更する内容を連絡し、その指示に従ってください。

(ア) 農地法上の許可条件に反する場合は、許可を取り消し、また転用許可以前の農地に復元させるなどの措置を命ずることがあります。
(イ) 農地法上の許可条件に反しない範囲における事業計画の変更（軽微な場合を除く）であっても、事業計画の変更承認等の手続きを必用とします。
5. 許可を受けた転用目的が達成されるまでの間、許可の日から3ヶ月及びその後1年毎に工事、転用の進捗状況報告書を農業委員会に提出して下さい。
また、転用目的が達成された時は、速やかに進捗（完了）状況報告書を農業委員会に提出して下さい。
一時転用を受けられた皆様（賃貸借等転用行為者）は、完了状況報告書に必ず農地の復元図（現況写真もしくは図面）を添えて下さい。

事務担当：明和町農業委員会事務局

〒515-0332

三重県多気郡明和町大字馬之上945

Tel : 0596-52-7149

Fax : 0596-52-7136

E-mail : nougyou@town.mie-meiwa.lg.jp